

防寒具規定

令和5年1月26日改訂

令和5年4月 1日施行

熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

【A服】

- ・学ランの下にスウェットやセーター、カーディガンを着用してもよい。但し、黒色または紺色等を基調とした華美でないものとする。着用する際は、制服から裾や袖ができるだけ出ないようにし、必ずAKマーク入りカッターシャツの上に着用すること。学ランを脱ぐ場合は、AKマーク入りカッターシャツのみとする。ハイネックやフードがついているものは認めない。
- ・通学時の防寒着の着用を認める。ただし、白色・黒色・茶色・グレーを基調とした華美でないものとする。また、登校後及び下校時は教室での速やかな着脱を徹底し、校内での着用は原則禁止とする。但し、体調不良等の場合は担任及び授業担当者の許可を得て着用すること。

【B服】

- ・ブレザーの下にセーター、カーディガンを着用してもよい。但し、黒色または紺色のVネックとし、丸首やハイネック等は認めない。また、着用する際は、制服から裾や袖ができるだけでないようにする。
- ・通学時の防寒着の着用を認める。ただし、白色・黒色・茶色・グレーを基調とした華美でないものとする。また、登校後及び下校時は教室での速やかな着脱を徹底し、校内での着用は原則禁止とする。但し、体調不良等の場合は担任及び授業担当者の許可を得て着用すること。
- ・防寒用としてのタイツの着用を認める。色は黒色のみとする。

【マフラー・ネックウォーマー・手袋等】

- ・登下校時のみ着用を認め、登校後及び下校時は教室での速やかな着脱を徹底して、校内での着用は禁止する。
- ・防寒具については色の指定等は設けない。

【バイク通学生】

- ・通学時のウインドブレーカー等の防寒具の着用を認める。但し、バイク通学生用の白色のウインドブレーカーを一番上に着用すること。
- ・ウインドブレーカーの着脱は駐輪場においてのみ許可する。